

第3章 施策展開

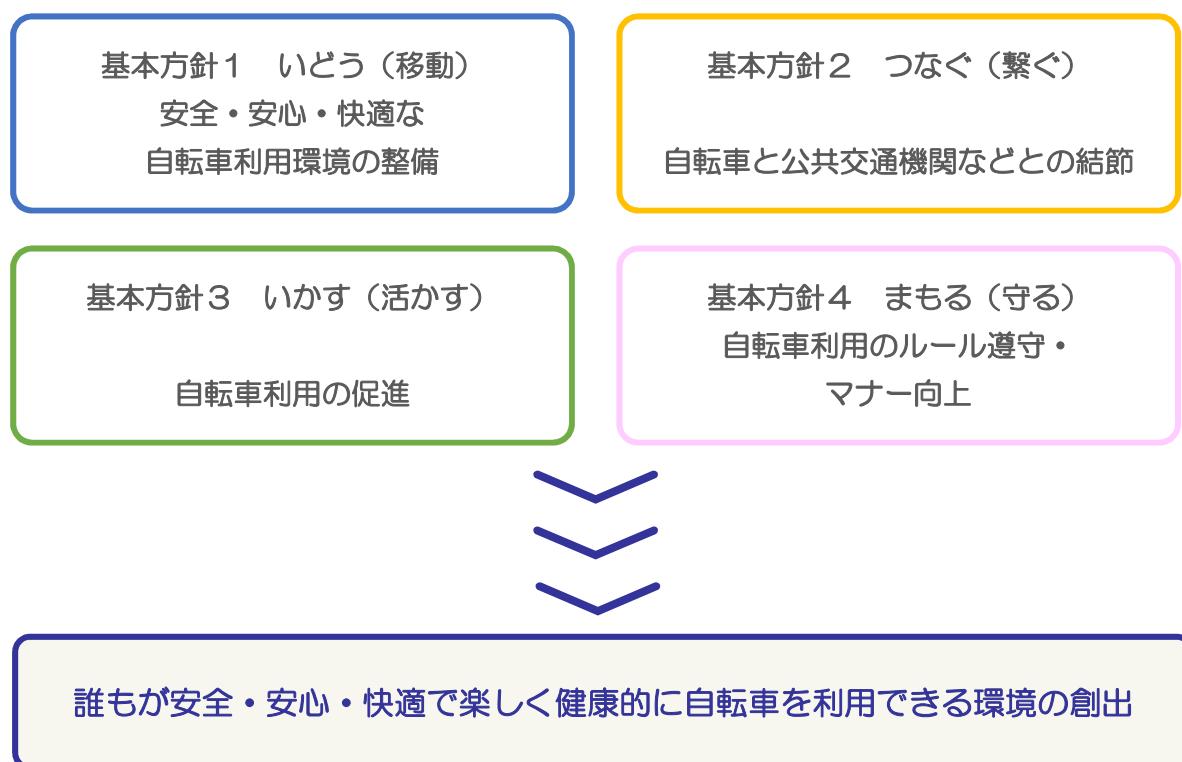
3.1 基本方針

基本方針については、「那覇市自転車ネットワーク計画」の方針である4つの柱を引き継ぎながら、より総合的に自転車利用を推進していきます。

3.2 計画目標

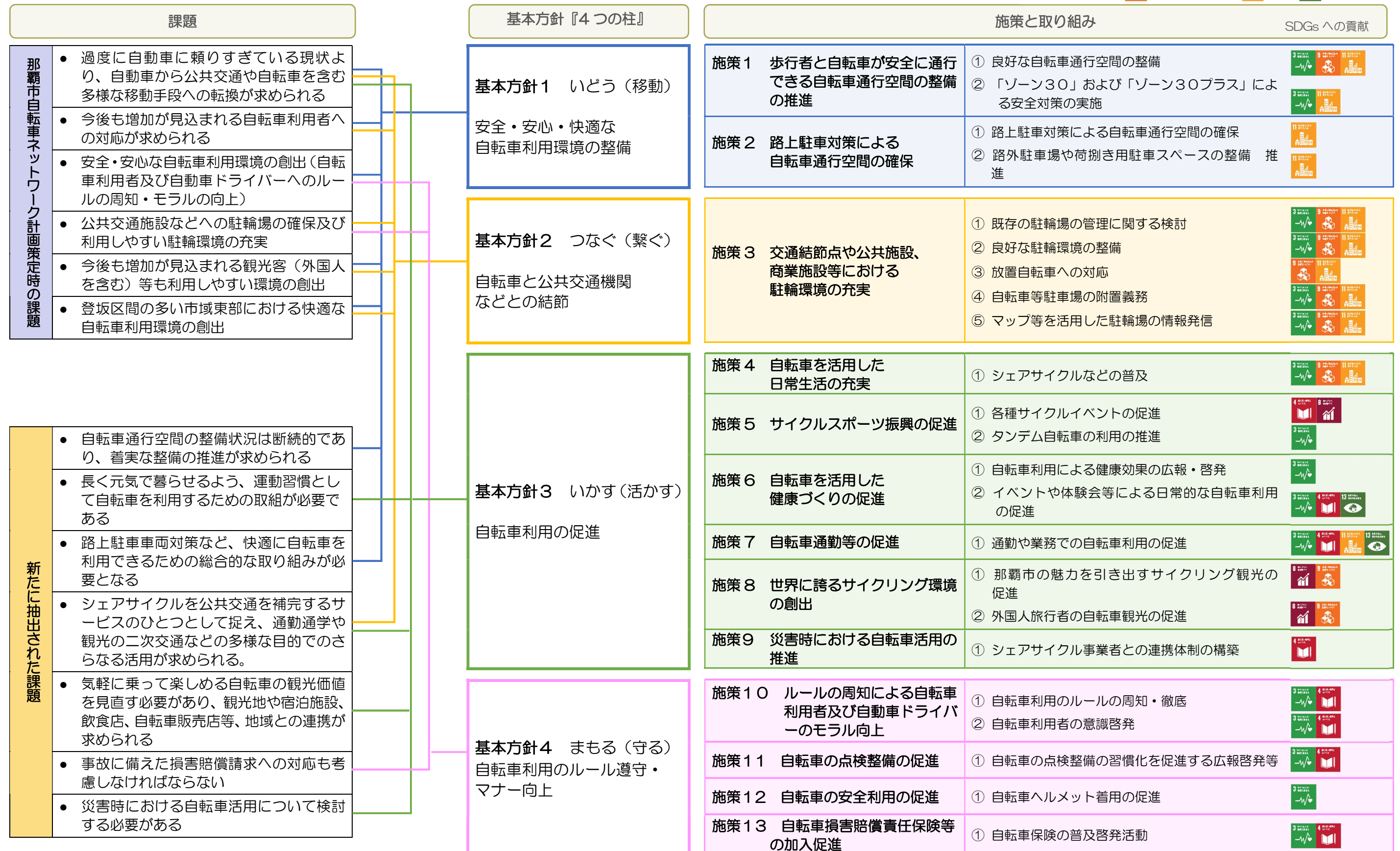
基本方針の4つの柱を推進することにより、目指すまちの姿を計画目標として定めました。

子どもから高齢者まで、市民から市外県外・海外からの来訪客まで、誰もが安全・安心・快適に自転車通行空間や駐輪場、シェアサイクル等を利用でき、さらには移動手段としてだけでなくレジャーや運動として自転車に親しめる環境の創出を目指します。



3.3 施策体系

那覇市自転車ネットワーク計画策定時の課題および、第2章で新たに抽出された課題を踏まえ、計画目標を達成するための施策体系を以下に示します。



3.4 施策展開

基本方針1

いどう（移動）

安全・安心・快適な自転車利用環境の整備

施策1. 歩行者と自転車が安全に通行できる自転車通行空間の整備の推進

本市では「那覇市自転車ネットワーク計画（※第4章参照）」に基づき、自転車通行空間を整備することで、自転車と歩行者の分離を促し、歩行者・自転車ともに安全に通行できる道路空間の創出を図ります。また、適切な道路標示等を整備し、自転車利用者の誘導だけでなく、自動車運転者に対する自転車への注意喚起にもつなげます。



取組① 良好な自転車通行空間の整備

「那覇市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車道、自転車通行帯、矢羽根や自転車ピクトグラムといった路面表示や注意喚起のサイン等による、自転車通行空間の整備を着実に進めることで、日常の通勤・通学・買い物や、観光・レジャーでの利用において利便性と快適性の高い、自転車ネットワークを構築します。

また、那覇市自転車ネットワーク計画については、進捗や新施設等の状況を踏まえて適宜見直しを行います。



自転車通行空間（例：混在空間、ピクトグラムによる注意喚起）

実施主体	国・県・市（都市計画課・道路建設課・道路管理課）		
関係団体	警察		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		

取組② 「ゾーン30」および「ゾーン30プラス」による安全対策の実施

「ゾーン30」および「ゾーン30プラス」は、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした安全対策の一つです。時速30キロメートルの速度規制を実施する区域「ゾーン30」を定めるほか、「ゾーン30」とハンプやスムーズ横断などの物理的デバイスを適切に組み合わせた区域「ゾーン30プラス」を定め、整備を行い交通安全の向上を図っています。

現在、市内には、「ゾーン30」が7箇所（那覇小学校、上間小学校、上山中学校、天久小学校、垣花小学校、小禄1丁目、小禄南小学校周辺）、「ゾーン30プラス」が1箇所（若狭小学校）指定されており、自転車通行空間をゾーン周辺の道路に整備し、自転車通行空間と面的に繋ぐことで、ゾーン内についても安全に通行できる空間として期待できます。

〔「ゾーン30プラス」の入口（イメージ）〕



ゾーン30が指定された道路



看板

路面表示

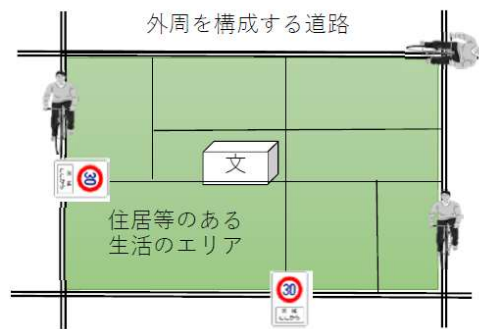


ハンプ



スムーズ横断歩道

ゾーン30プラスのイメージ及び道路管理者による物理的デバイスの設置



速度規制区域イメージ

実施主体	市（道路建設課・道路管理課）・警察		
関係団体	—		
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)
	継続的に実施		

施策2. 路上駐車対策による自転車通行空間の確保

路肩への駐停車車両が自転車通行空間を阻害している状況を緩和するために、路上駐車対策を行います。



取組① 路上駐車対策による自転車通行空間の確保			
違法な路上駐車に対する声掛けや取り締まりの強化、看板などの設置により、違法な路上駐車を減らし、自転車通行空間の確保を促進します。また、自転車専用通行帯の設置区間では、交通実態や沿道状況等を踏まえ、駐停車禁止等の規制も検討していきます。			
実施主体	警察		
関係団体	市（道路管理課）		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		



取組② 路外駐車場や荷捌き用駐車スペースの整備推進			
商業エリアなど物流車両の多い路線においては、路外駐車場や荷捌き用駐車スペースの整備を推進します。自転車通行空間の確保だけでなく、渋滞緩和や商業エリアにおける賑わいの創出に寄与することが期待されます。			
実施主体	警察・民間（物流事業者）		
関係団体	市（都市計画課）		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	整備の推進		検証・検討

基本方針2

つなぐ（繋ぐ）

自転車と公共交通機関などとの結節

施策3. 交通結節点や公共施設、商業施設等における駐輪環境の充実

モノレール駅下道路や交通広場などの駐輪場の充実を図り、結節機能を強化することで、自転車と公共交通を利用した環境に優しい移動を促進します。

また、交通結節点だけでなく、公共施設や商業施設等においても駐輪容量の確保や、放置自転車対策、駐輪場の利用推進等を進めていきます。

取組① 既存の駐輪場の管理に関する検討



モノレール駅下道路や交通広場などの既存の駐輪場では、はみ出し駐輪、放置自転車がみられます。このような無秩序な駐輪を避けるために、見回りや声掛けを実施し、今後は有料化等を含めた管理のあり方についても検討していきます。

実施主体	市（道路管理課）		
関係団体	—		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	見回り等		見回り等／管理方法の検討

取組② 良好な駐輪環境の整備



基幹急行バスをはじめとするバスとの結節を図り、サイクル&バスライドを促進するため、バス停付近に道路空間を活用した駐輪場などの整備を検討します。その際、利用者の安全・安心が確保されるよう、周囲からの見通しを確保するなど犯罪の防止に配慮することが望まれます。また、商業施設や自転車通勤者実施企業などについても駐輪場の整備を促進します。



出典：現地撮影
結節点における駐輪場
【壺川駅】



出典：NPOしまづくりネットより提供
道路協力団体制度を活用した駐輪ラック
【例：国道58号松山交差点～旭橋交差点】

実施主体	市（道路管理課）・民間（商業施設 等）		
関係団体	—		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		

取組③ 放置自転車への対応

自転車等放置防止重点区域において、「那覇市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき放置自転車に対する勧告や撤去等を行っています。自転車放置重点区域についてより多くの認知を促すために、放置防止重点区域であることの適切な掲示や、放置禁止および駐輪場への誘導等に関するポスター等の掲示を実施します。



出典：現地撮影

放置自転車防止看板【県庁前駅下】

実施主体	市（道路管理課）		
関係団体	—		
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)
	継続的に実施		

取組④ 自転車等駐車場の附置義務

「那覇市自転車等駐車場の設置に関する条例」に基づき、原因者負担による駐輪場の整備を引き続き進めていきます。

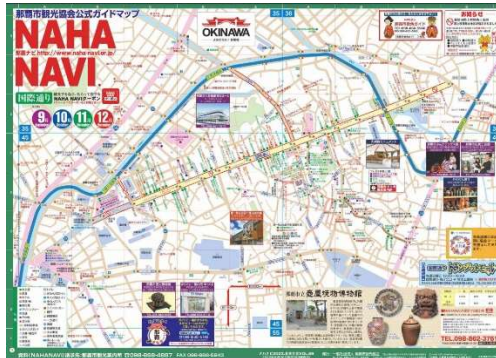
適切に条例を運用していくために、まちづくりの状況等の変化に合わせ、原単位や隔地整備の距離などの見直しなどを施行から10年の令和10年(2028年)頃を目途に行っていきます。

実施主体	市（建築指導課）		
関係団体	—		
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)
	条例運用		見直し 条例運用

取組⑤ マップ等を活用した駐輪場の情報発信

既存の駐輪場や新たに整備された駐輪場の位置や利用方法などに関する情報を自転車利用者に発信することで、駐輪場の有効活用を図ります。

既にあるコンテンツ（那覇市観光協会が発行する那覇ナビや、民間事業者の発行するマップ、施設案内ウェブサイト）を有効に活用できるよう、各団体・事業者等との連携を図ります。



出典：那覇市観光協会

那覇市観光ガイドマップ「NAHA NAVI」

実施主体	民間（沖縄県サイクリング協会等）・那覇市観光協会		
関係団体	—		
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)
	コンテンツ作成	継続的に発信	

基本方針3

いかす（活かす）
自転車利用の促進

施策4. 自転車を活用した日常生活の充実

市民および観光客などが気軽に利用できるシェアサイクル³など、自転車移動を支援する取り組みを推進します。



取組① シェアサイクルなどの普及

市内のシェアサイクルは電動自転車のため、高低差のある地域間等でも活用しやすく、モノレールやバスなどの公共交通と組み合わせることで、目的地までの移動がより円滑になることから、結節点となる場所などへのポートを拡充するとともに、市民および観光客に向けた広報を行い、さらなる活用を図ります。

また、民間事業者が実施するレンタサイクル等についても、広報などによる支援を行っていきます。



出典：現地撮影

シェアサイクル実施状況

実施主体	民間（シェアサイクル事業者等）		
関係団体	市（都市計画課）		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		

³ シェアサイクルとは、IoT技術により、自転車を共同利用する交通システムで、多数の自転車を都市内の各所に配置し、利用者はどこの拠点（ポート）からでも借り出して、好きなポートで返却できる新たな都市交通手段を指します。


施策5. サイクルスポーツ振興の促進

余暇の充実や心身の健康にもつながるサイクルスポーツを多くの市民が親しみ、また市外・県外からの来訪者も本市でサイクルスポーツを楽しめる環境を創出します。




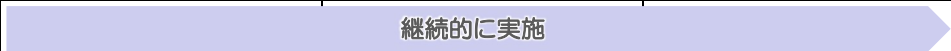
取組① 各種サイクルイベントの促進			
子どもや高齢者等の参加できるサイクルイベントや、国内外からのサイクリストや観光客、県民が楽しむことができるサイクルイベントを開催する民間事業者等の自主的な取り組みを支援します。			
実施主体	民間（沖縄県サイクリング協会等）		
関係団体	市（市民スポーツ課・観光課）		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		

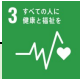


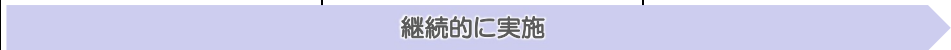


取組② タンデム自転車の利用の推進			
<p>沖縄県では令和2年(2020年)10月よりタンデム自転車の公道走行が解禁されました。幅広い方々にサイクルスポーツを楽しんでもらえるよう、タンデム自転車の利用環境を整備します。安全に通行できる空間やサインの整備のほか、乗車体験のできる公園等の整備、試乗会等、初心者の方の利用を支援する取り組みを行います。</p>			
			
<p>出典：沖縄県サイクルスポーツ振興協会ホームページ</p> <h3>タンデム自転車体験会</h3>			
実施主体	民間（沖縄県サイクリング協会等）・警察		
関係団体	—		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		

施策6. 自転車を活用した健康づくりの促進

自転車の利用には、心身の健康効果が期待されます。子どもにも高齢者にも身近な乗り物である自転車を活用し、市民の健康の維持や体力の向上などを図ります。

取組① 自転車利用による健康効果の広報・啓発 			
自転車利用による健康増進・維持に期待できるメリットについて、リーフレットの作成・配布、出前講座や、イベント等の機会を用いて広報啓発を行います。自転車利用と健康との関係について市民が理解し、自らの移動やレジャー等で自転車利用を選択するように促します。			
実施主体	市（健康増進課）		
関係団体	—		
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)
	継続的に実施 		

取組② イベントや体験会等による日常的な自転車利用の促進   			
スポーツバイクやE-bike、BMXなど様々な自転車の試乗体験できるイベントなどの実施により、市民が自転車に触れる機会を提供し、自転車に乗る楽しさを実感してもらい、日常的な利用を促します。			
実施主体	民間（沖縄県サイクリング協会等）		
関係団体	—		
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)
	継続的に実施 		

施策7. 自転車通勤等の促進

自転車通勤等を促進し、日常的な自転車利用による健康の維持や、自動車からの転換による環境負荷の低減を図ります。



取組① 通勤や業務での自転車利用の促進

本市への転入者に配布している公共交通ハンドブックの活用や交通に対する啓発活動など、クルマに頼りすぎない暮らしの推進を行うことにより、通勤や業務での自転車利用を促進します。

また、企業と連携しながら自転車通勤環境を整備します。通勤者用駐輪場の整備推進や、企業でのシャワー室設置が困難な場合の代替としてシャワーを利用できる施設との連携も検討していきます。



那覇市の公共交通ハンドブック

発行：那覇市都市計画課

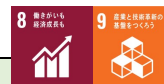


公共交通に関するパネル展

実施主体	市（都市計画課）・民間（企業等）		
関係団体	市（健康増進課）		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		

施策8. 世界に誇るサイクリング環境の創出

本市は沖縄県の空と海の玄関口であり、本市のサイクリング環境を整えることは、県全体のサイクルツーリズムを盛り上げるうえでも重要です。本市の魅力を発信し、自転車愛好者はもちろん、そうでない方々でも気軽に本市で自転車を利用できる環境を創出していきます。



取組① 那覇市の魅力を引き出すサイクリング観光の促進

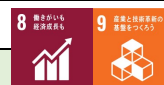
本市には観光資源や飲食店などが多く、自転車でゆったりと周遊することで新しい魅力が発見できます。那覇市観光協会等と連携して、おすすめコースや、立ち寄りスポット等の情報を発信することで、自転車で散歩をするように町を巡るポタリング観光などを促進していきます。



出典：スポーツアイランド沖縄ホームページ

那覇市内ポタリングツアーの様子

実施主体	民間（シェアサイクル事業者等）		
関係団体	市（観光課、都市計画課）・那覇市観光協会		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		



取組② 外国人旅行者の自転車観光の促進

市内のシェアサイクル等を活用した、外国人旅行者の自転車観光を促進します。併せて、外国人旅行者がシェアサイクルを利用する際には、決済アプリ等から自転車利用方法や走行ルールに関する周知を行います。

実施主体	民間（シェアサイクル事業者等）		
関係団体	市（都市計画課）		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		

施策9. 災害時における自転車活用の推進

自転車の機動性を活かし、災害時には迅速な情報収集や、避難者の移動手段などとして活用できるように環境を整備していきます。



取組① シェアサイクル事業者との連携体制の構築

災害時にシェアサイクルを有効に活用できるようその活用方法を検討し、連携体制の構築を事業者に働きかけます。

市の職員の移動や、避難所への臨時ポート設置、充電機の活用などが協定内容として考えられます。

サイクリング事業者との災害支援協力の協定【東京都稲城市】
稲城市は、OpenStreet 株式会社と、災害時における支援の協力に関する協定を締結した。

協定内容

- 大規模災害時には、シェアサイクルを職員の避難所への移動手段として活用
- 電動アシスト自転車に積載されているバッテリーを避難所におけるスマートフォン等充電用の電源として提供

実施主体	市（都市計画課） 民間（シェアサイクル事業者）		
関係団体	市（防災危機管理課）		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	検討	実施	

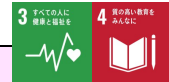
基本方針4

まもる（守る）

自転車利用のルール遵守・マナー向上

施策10. ルールの周知による自転車利用者及び自動車ドライバーのモラル向上

全ての自転車利用者および自動車ドライバーに対し、自転車利用のルール・マナーを周知し、安全利用の促進と理解向上による歩行者、自転車、自動車の共存を図ります。



取組① 自転車利用のルールの周知・徹底

基本的な考えである「自転車はくるまのなかま」の考えを、行政、警察、学校、交通事業者、地域等が一体となって普及させ、ルールの周知・徹底を図ります。

那覇地区交通安全協会が季節ごとに行う交通安全啓発活動の機会などを活用して、自転車ルールに関する啓発を行います。

また、外国人利用者の増加を見据え、外国人に対しても自転車ルールに関する啓発を行います。

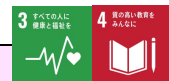


出典：那覇地区交通安全協会ホームページ
交通安全クリスマス作戦
【那覇地区交通安全協会】



出典：沖縄県サイクルスポーツ振興会ホームページ
自動車ドライバーへの啓発ステッカー
【沖縄県サイクルスポーツ振興会】

実施主体	市（市民生活安全課）・警察		
関係団体	—		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		



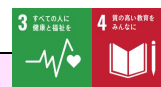
取組② 自転車利用者の意識啓発

全ての自転車利用者が正しく自転車を利用できるように、学校、企業、高齢者クラブ、幼稚園（保護者含む）等、様々な単位での安全教育を行います。

実施主体	市（市民生活安全課）・警察		
関係団体	—		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		

施策11. 自転車の点検整備の促進

自転車利用の安全性を高めるために、日頃より点検整備を行うよう自転車利用者へ啓発を促進します。



取組① 自転車の点検整備の習慣化を促進する広報啓発等			
交通安全運動や、安全教室等の機会を活用しながら、自転車利用者に対し、日常的な安全点検を行うよう啓発を促進します。			
実施主体	市（市民生活安全課） 警察・民間（自転車販売店、沖縄県サイクリング協会等）		
関係団体	—		
スケジュール	短期 （1～3年）	中期 （～5年）	長期 （～10年）
	継続的に実施		

施策12. 自転車の安全利用の促進

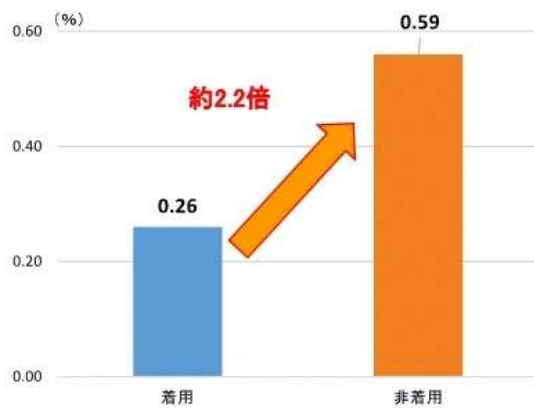
自転車事故における死亡リスクや重大なケガを減らすために、自転車ヘルメットの着用を促進します。



取組① 自転車ヘルメット着用の促進

交通安全運動や、安全教室等の機会を活用しながら、自転車ヘルメット着用の効果や、13歳未満の子供には保護者が着用させる努力義務があることなどを、子供から大人まで広く啓発を促進します。

※改正道路交通法（第63条の11）の施行により、令和5年4月1日から自転車を運転する全ての人を対象に、ヘルメット着用が努力義務化されます。



出典：警察庁ホームページ
 自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
 (平成29年(2017年)～令和3年(2021年)合計)



出典：警察庁ホームページ
 乗車用ヘルメット着用促進ポスター
 【警察庁】

実施主体	市（市民生活安全課） 警察・民間（自転車販売店）		
関係団体	—		
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)
	継続的に実施		

施策13. 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

自転車を利用する上で、事故を起こさないことが最も大事ですが、万が一、自転車による事故で加害者となってしまった場合には、高額賠償を負う可能性があります。被害者を救済する意味でも、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等の加入を促進します。



取組① 自転車保険の普及啓発活動

自転車損害賠償責任保険加入のリーフレット等を作成し、自転車販売店等と連携しながら、自転車購入時の自転車損害賠償責任保険への加入を促します。

自転車保険に加入していますか?
自転車事故の高額賠償事例が増えています!
賠償額 約9,500万円

① 自転車保険に加入しているか確認しましょう!

② ヘルメットを着用しましょう!!
③ 自転車の点検・整備をしましょう!

出典：沖縄県ホームページ

自転車保険広報チラシ【沖縄県】

■ 自転車での加害事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数十万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

■ 自転車を取り巻く事故のリスク

出典：那覇市ホームページ

自転車での加害事故例

実施主体	市（市民生活安全課） 民間（自転車販売店・企業等）・警察		
関係団体	—		
スケジュール	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)
	継続的に啓発実施		